

# 肥後国検地帳の再検討(一)

— 天正一七年検地帳をめぐる —

松 本 寿 三 郎

肥後国における近世の検地の研究は、戦後まもなくなされた『肥後国検地諸帳目録』<sup>(1)</sup>の刊行によってはじめられた。肥後藩には明治初年八九〇〇冊の検地帳が伝来していたが、第二次大戦の戦火に遭って大半が焼失、現在残存するもの三九五六冊<sup>(2)</sup>という。しかしなお天正一七年(一五八九)加藤清正の検地帳五七冊をはじめ、明治五年(一八七二)にいたるまでの、主として飽田・詫摩・山本・菊池・合志・山鹿・玉名郡などほぼ県北部諸村に関するものが残存している。さらに今日残存しないものでも、明治初年現在の検地帳目録<sup>(3)</sup>によってその概要を窺うことができる。

戦後の肥後国検地の研究は二つの時期に区分される。第一の時期は太閤検地研究の一環とする天正一七年・慶長九年九月・慶長一三年検地帳の検討に集中した時期であり、宮川満・安藤精一・小野重雄<sup>(4)</sup>氏らの研究がこれに当る。こゝでは天正一七年・慶長九年・慶長一三年の検地帳をそれぞれ検討しその年次的変遷をもって農村構造の変遷を解明しようとするものであった。とくに小野重雄氏は慶長九年九月の検地帳と天正一七年検地帳との近似性を指摘する傍ら慶長九年九月検地帳と慶長一三年検地帳とが僅か四年しか隔たらないのに殆んど近似性がない点を指摘し、慶長九年検地帳の作為性を認

肥後国検地帳の再検討(一)(松本)

## 肥後国検地帳の再検討(一) (松本)

めている点、次の時期へ連なる研究であったといえよう。

第二期は検地帳の性格に注目した研究の時期で、花岡興輝・松下志朗・森山恒雄、熊本近世史の会の研究がこれに当る。花岡氏は慶長九年九月の検地帳高と郷帳の村高について検討し、寛永二年(一六三四)一月に細川忠利から老中に差出された『肥後国郷帳』は慶長九年九月の検地帳によるものであり、これが御前帳高であること、慶長九年九月の検地帳と天正一七年検地帳との近似性に注目し、天正一七年検地帳から荒地・開発地を差引いた熟田畑のみを計算したものが慶長九年九月の検地帳＝郷帳高であるとした。一方松下氏は花岡氏の説を受けて一歩進めて石高制のもつ「領有原則」と「地代原則」の乖離を論じ天正一六年閏五月の加藤清正所領目録と慶長検地帳の比較から天正一七年検地において一六八%に及ぶ打出しがあり、領知高に表高と内高の二つの石高が存在したことを論じた。

天正一七年検地帳＝郷帳高をとる花岡・松下氏に対し、森山氏は天正一七年検地帳と慶長九年九月の両検地帳が残存する菊池郡・山鹿郡の五二村(実際の村数では四八村)について検討した結果、天正一七年検地帳高は「御本帳」高<sup>ゴラマ</sup>十打出分、「御本帳」高<sup>マイナス</sup>無高(高不足、坪無)となることから、天正一七年検地帳の前に基礎的検地帳として「御本帳」があり、これが慶長九年検地帳高と一致すること、これが天正一六年上使衆によってなされた「公検地」高であることを論じられた。

こうして肥後における石高制の成立が、天正一六年上使衆による『公検地』にあり、これが「郷帳高」・「表高」として幕末まで生き続けることになるとする。森山氏の所説は極めて説得力に富むのであるが、(一)天正一七年の検地の性格について、(二)天正一七年の検地高について、(三)天正一六年閏五月の加藤清正所領目録の領知高について、など若干の点についてはなお問題を含んでいるように思われる。

肥後国検地帳の再検討にあたり、本稿では天正一六年の上使衆検地と天正一七年検地帳について検討する。

天正期における肥後の検地として余り問題にされないが、天正一五年の佐々成政による検地がある。この検地は国衆の反対に逢い、国衆一揆を惹起し結果的には肥後全域に施行されなかったが、同年七月一九日付の「合志郡宮納村宰府天満宮領御指出置日記」に示されるように、指出検地がなされた。そのほか成政の宛行を受けた小代氏や内田氏・山上三名字などの存在から広い範囲での指出の実施が推測できよう。

肥後国の本格的な検地は、天正一六年三月から国衆一揆の残党検索のために派遣された九人の上使衆によって行なわれた。この時の上使衆の地域分担は「相良統俊肥後国検地覚書」によれば次の通りであった。

- |         |      |     |       |     |
|---------|------|-----|-------|-----|
| 浅野 弾正   | 山本郡  | 飽田郡 | 詫摩郡   | 川尻  |
| 生駒 雅楽   | 玉名郡  | 山鹿郡 |       |     |
| 蜂須賀阿波守  | 菊池郡  | 合志郡 |       |     |
| 戸田民部少輔  |      |     |       |     |
| 黒田 勘解田  | 阿蘇郡  | 益城郡 |       |     |
| 森 宍岐守   |      |     |       |     |
| 福島左衛門尉  |      |     |       |     |
| 加藤 主計頭  | 宇土郡  | 八代郡 | 蘆北郡の内 | 天草郡 |
| 小西 撰津守  |      |     |       |     |
| 相良分 球磨郡 | 検地なし |     |       |     |

肥後国検地帳の再検討(一)(松本)

肥後国検地帳の再検討(一) (松本)

上使衆による検地は三月から五月までかかり、その間に大宰府天満宮領合志郡富納村六〇石の安堵は四月三日付、南福寺薬師領の安堵は五月二七日になされるなど寺社への所領安堵が行なわれた。

この検地の結果が直ちに領内を規制したことは加藤清正が北里三河入道・同左馬へ宛てた「定」の次の条によって明らかである。

- 一、國中一揆起候といへ共、去年之儀者、平百姓之分被 御免、御検地被仰付上へ、如前々罷直、耕作等無如在可仕事
- 一、國中麦年貢之儀、御検地之上を以、三分二召置、三分一ハ百姓ニ可遣候旨、被仰出候、雖然諸百姓迷惑之跡見及候条、在々其立毛之上ニ而、百姓共勸忍統候様可申付事

一、麥年貢定物成之所、我々直ニ相定、書付を在々肝煎に相渡候外は、少も不可有、別儀候、付り限本へつめ夫之儀、拾石ニ一人ツ、可出候、若不入候而帰候共、奉行に礼錢少も不可出事。

これによれば検地の結果に基づいて麦年貢の納入が命ぜられ、高に応じて一〇石に一人の限本詰夫が命ぜられているのである。検地の結果は領内農村を規定しているのである。この「定」は天正一六年閏五月六日に出されているのであるが、清正が肥後国北半分八郡一九万四九一六石を与えられるのは、閏五月一五日のことである。もっとも閏五月一五日は朱印状の日付であって、すでに閏五月上旬に肥後国領知の事は決定していたのかも知れない。

加藤清正・小西行長が封ぜられた肥後国は、直前に秀吉の上使衆によって検地が行なわれた処である。閏五月一五日付で秀吉は大矢野民部に検地のうえ天草郡内一七五〇石を宛行い、小西行長に合宿を命じている。また同年九月には八代一三人衆・三〇人衆に知行を宛行っているし、白間右衛門佐、大野左馬助に知行を宛行い、限本に合宿を命じている。こうした肥後国内での知行宛行を筑前国での知行宛行と比較してみると、まだ検地が行われていない筑前では高でなく土地を

宛行っているのであって、このことによっても肥後国の知行宛行が石高制に基づくものであることが明らかである。

而して肥後国における秀吉・清正・行長による国衆・家臣への知行宛行の基礎的台帳としては実施されたばかりの上使衆検地を置いて他になく、まさに「公検地」として機能したのである。

このようにみてくると、天正一六年閏五月一五日付の加藤清正への「豊臣秀吉朱印状」にみる肥後国領知方目録は、上使衆検地に基づくものとせねばならない。この朱印状に示される高は、郡ごとの対比によれば慶長九年検地高の集計と思われる郷帳高とは大きく相違するのであるが、すでにこの年「公検地」が行なわれたことは動かし難い事実であり、この検地に基づいて知行宛行がなされることは当然の事である。この「公検地」を無視して、ほかの台帳を想定することには賛成できない。

天正一七年検地と慶長九年九月検地の論点は花岡・松下説が天正一七年検地（―打出、荒地）〓慶長九年九月検地、松下氏にあっては天正一七年の極度の打出しを唱える、のに対し、森山氏は天正一六年検地（〓御本帳）〓慶長九年九月検地とし、天正一七年検地は二〇程度の打出し―石高の乖離なし―を唱えるところにある。松下説の極度の打出しは天正一六年の肥後国領知方目録の一九万四九〇〇石と郷帳高との対比にあり、これについて森山氏は「なお検討を要するが、見通し的には、私は中世の凶田帳高ではないかと推定している」とされ、論拠は明らかにしていない。しかし肥後では今のところ中世の凶田帳高は明らかにされていないし、何よりも、天正一六年上使衆検地〓「御本帳」高の確定がなされた後の領知高であることから、中世の凶田帳高とは云い得ないのではないか。然らば天正一六年領知高は何によったかということになるが、森山氏によって明らかにされた「御本帳」高を集計すれば菊池郡は領知高一万五九五〇石を上廻り、郷帳高二万六四六三石となる。しかし、所領宛行を受けた時すでに「御本帳」高は確定しているわけだから、表面的に見れば領知高と実高の乖離という印象を与えるが、「御本帳」高は上使衆検地の結果に基づくものであり、秀吉もまたこれを承知しているので表高の一部であって実高ではない。実高とは公検地によって得られた「御本帳」高に対して、内検によって

肥後国検地帳の再検討(一) (松本)

検出された高を含む石高であつて、本稿に即して云えば、天正一七年私検地高Ⅱ打出し・野開分を含む高の称であるからである。

私は秀吉の知行宛行の傾向からみて、天正一六年の加藤清正・小西行長への知行割は大閤蔵入地および無役高を含んだものと解する。これを佐竹氏の例でみると次の如くである。

佐竹知行割之事<sup>(18)</sup>

一、拾五万石 此内五万石 御加増 義宜

一、拾万石 無役 此内九万石 御加増 義宜蔵入

一、五万石 無役 此内四万石 御加増 義重

一、六万石 此内老万石無役 此内五万石御加増 佐竹中務大輔

一、拾六万八千百石 此内四万石御加増 与力家来

一、老万石 大閤様御蔵入

一、千石 佐竹中務御代官徳分に被下

一、三千石 石田治部少輔

一、三千石 増田右衛門尉

都合五拾四万五千八百石

右今度、検地之上、被成御支配候也

文祿四年六月十九日 朱印

羽柴常陸侍従とのへ

こゝでは明確に役高・無役高・与力家米分・太閤御蔵入分の指示がなされている。これは「目録」であるから細部の指示があるが、宛行状にはそれが無い。細川忠興への「豊臣秀吉判物」<sup>(19)</sup>によれば次の通りである。

丹後一國領知方、拾壹万七白石之事、対父子一職、令扶助、内軍役之儀、少将三千人、幽齊千人、都合四千<sup>(人)</sup>之可為役儀、此外為無役、貳万四千七百石者少将分、六千石者玄旨分、被宛下之条全領知者也

天正十七年九月廿七日 (秀吉花押)

羽柴丹後少将とのへ

幽齊

こゝでも軍役高と無役高とが明示されている。この点、佐竹氏や島津氏(「豊臣秀吉朱印状」島津文書)の事例で明らかのように文禄三四年での秀吉の知行宛行は形式が整っていて、太閤蔵入地・無役高が明示されるのであるが、天正一六年加藤・小西への肥後國宛行の段階では蔵入地・無役高の取扱いが確定していなかった為か、その旨明示されなかったのである。

肥後國の「御本帳」高は球磨・天草郡を除いて五二万九百石余(Ⅱ郷帳高)であり、天正一六年に加藤・小西両氏が与えられた所領は合せて三四万一〇〇〇石<sup>(20)</sup>だとすれば、太閤蔵入地および無役高は一七万九九〇〇石ということになる。このうち太閤蔵入地は他の事例から見て地域が指定されており、肥後では詫摩郡・玉名郡高瀬付近・芦北郡水俣津奈木に八万二〇〇〇石程度だと推定されている。而して、無役高は地域を確定されなかった。各郡の郷帳高の伸びは無役高によるものではなからうか。

### 三

まず問題の天正一七年検地の性格について検討したい。この年の検地は「肥後検地諸帳目録」上によれば、山鹿郡九村

肥後國検地帳の再検討(一)(松本)

肥後国検地帳の再検討(一) (松本)

(現存七冊)、菊池郡五八村(現存五〇冊)・阿蘇郡四村(現存〇)に実施されている。森山氏は芦北郡を除いた加藤清正の全所領に検地がなされたとするが、私は必ずしも全域に行われないとみる。まず第一に検地の性格からみて、清正が入国した時にまだ「公検地」がなされていないのであれば検地を行わねばならないが、前にも述べたように前年相当強力で統一的な上使衆検地を行なったばかりである。近世において入国直後検地を行う事例はしばしば見られるが、これらはすでに検地がなされて年久しく帳簿が失われたり、年月を経たことを理由に農民が検地帳を隠匿した結果なされるのであって、自らも参加した前年の検地について翌年再び実施する必要があるであろうか。とくに前々年には検地を強行して佐々成政が改易されたばかりの土地柄であつてみれば、こうした抵抗の危険性を冒して検地を実施せねばならない要因は見当らない。しかも前年の「公検地」に対して改めて検地を行なうことは「公検地」を否定することであり、また「公検地」を担当した部将の検地を否定することでもある。森山氏は天正一六年の上使衆検地はそれほど杜撰なものだったとは考えていないようであるが、それならば尚のこと、あえて「私検地」を行う理由がないのである。

天正一六年の検地帳は全く残っていないけれども、この「公検地」が球磨・芦北の一部を除く肥後全域に行なわれたことは疑いない。あるいはこの検地帳が写されて慶長九年検地帳とされたかも知れないが、ともかく天正一六年検地帳は残存しない。そのほか全領内に実施された検地では慶長九年九月と慶長一二一三年の検地帳が各郡関係分まんべんなく残っている。これら加藤氏時代の検地帳類の保存について「井田衍義」には

一、加藤家見図帳之儀、慶長七年中検地相成、田畑疋坪限之下ケ名を記し、上中下之位を分、分米盛り付、帳尻竈数男  
 女牛馬其外柿・みかん・桑・楮等之木数を記有之、帳数式千七百八拾冊餘有之、右帳面寛永之比迄ハ行れ候と相見、其後  
 百七十八年取扱も無之由、虫喰等にて切レノニ相成居候ニ付、文化元年裏打いたし岳丸御櫓ニ相納申候事

但本行之外、文禄・天正之比之検地帳八・九十冊有之候へ共、ヤハリ本文同様之帳面にて御座候

一、忠利公御代寛永年中地撫有之、田畑疋坪限ニ下名を記、上中下之位を分ケ、検地帳之筆前を記し、一紙之前にて分

米を盛付候、見込帳宝曆之比迄行レ候と相見、其後取扱も無之虫喰等ニテ切レノニ相成居候付、文化元年右同断とある。垣塚文兵衛が慶長七年検地帳と述べた検地帳は内容からみると慶長一二・慶長一三年の検地帳であるが、これだけでは二七八〇冊にはならず、様式が異なっている慶長九年九月の検地帳も含んでいられると思われる。しかもこれら検地帳は天正・文禄検地帳および寛永地無帳とともに裏打され岳丸槽に保管されたものである。天正・文禄・慶長検地帳は寛永地無の結果現実に用いられない帳簿であったわけであるが猶御郡方に保管されていたのである。土地台帳として永久保存されていたものであろう。そして宝曆地引合によって用いられなくなっていた寛永地無帳も文化元年まで御郡方の保管に属していた。御郡方では文化元年に古検地帳類を裏打ちし岳丸槽に保管することとしたのである。こうした検地帳の取扱いは基礎台帳として永久保存するという立場に立つものであり、だからこそ明治初年に熊本県庁に引継がれるまで丁寧に保管されたのである。近世の村庄屋宅（村役場業務の場であり、村文書が保管された）でも同様で、検地帳類は基礎的台帳として近代まで伝えられた。

こうした検地帳類の取扱い方からみて、検地帳の残存は検地の実態を反映しているものとみることが出来る。天正一七年清正による検地もまたこうした原則を適用できる。清正の検地は明治初年段階で検地帳が残っていた範囲に限られたと考えたい。

では天正一七年検地はいかなる性格の検地であつたろうか。第一表の示すところによれば肥後国全領域に及んだ検地は慶長九年（全域的に残存する九月検地のほか、地域によっては二月にも検地が行なわれている）、慶長一二―一三年の検地に限られ、その性格としては慶長九年九月検地帳高は御本帳高＝郷帳高と一致し、慶長一三年検地帳高は完全に一致するとは云えないが、現高とかなり近い数値である。この検地は大坂の陣を前にして、加藤氏入国以来の開發の結果を反映した生産力把握のための検地であつた。

天正一七年の検地はこうした全域に実施された検地の一部ではなく、慶長二年芦北郡と阿蘇郡、慶長八年詫摩郡と芦北

第一表 慶長年間以前の検地帳の保存状況 (明治初年)

年 号	鮑田	託摩	益城	宇土	八代	芦北	山本	山鹿	玉名	菊池	合志	阿蘇	豊後	合 計
天正17								9		58		4		71
19								1						1
文禄2								1				1		2
4								1		1		22		24
5										1				1
慶長2						26		1				13		40
4								3		3				6
5			1							5				6
8		48	1			18								67
9	88	41	443	94	82	26	66	88	227	118	104	170	59	1,606
10									3		1			4
11		4	3						15	2		4		28
12	43	3	422	48	91	1			29					637
13	82		3				49	2	124	4	69	1		334
14			1		1									2
15		1						1						2
16									1					1
17												1		1
18		2	4		1					1				8
19												1		1
年月不詳	5	4	11		8	10			2		1	1	3	45
合 計	218	108	889	142	183	81	115	103	401	193	175	218	62	2,887

(※) 肥後國検地帳の再検訂(熊本)

郡、慶長九年二月玉名郡の一部に行なわれた検地と探を一にする地域的検地であると考えられる。菊池郡でこそ六六村の八一%にあたる五四村（五八冊であるが一村に二冊ある村が四村ある）であるが、山鹿郡四四村のうち九村、阿蘇郡ではわずかに三村にすぎないのである。しかも引続いて山鹿郡では天正一九年に一村、文禄二年に一村、文禄四年に一村、阿蘇郡では文禄二年に一村、文禄四年に二三村、菊池郡でも文禄四年に一村、文禄五年に一村の検地がなされている。慶長二〇四年まで拡大してみると山鹿郡三村、阿蘇郡一二村、芦北郡二〇村、菊池郡三村と、次々にそれまで検地が行なわれなかった村で検地がなされているのを知るのである。この事例から想定すると、村によって何か特殊な事情によって検地がなされたのではないかと思われる。

これに関連して、慶長九年九月の全領域に関する検地帳のほか、慶長八年から翌九年二月に実施された詫摩郡三一村と芦北郡一三村・玉名郡伊倉地方の検地帳について、森山氏はこれらは清正が旧豊臣直轄地を領有（加増）したのに伴って行なわれた検地だと想定しているが、恐らく右の事情は間違いないところであろう。すでに天正一六年検地（上使衆検地）から十数年を経過し、しかも慶長五年頃からは土地衆検地の村高とは別個の、所謂「現高」表示の検地に移行しているの、新しく領有した所領の生産力を「現高」として把握したものといえる。

しかし天正一七年～慶長二年検地は「御本帳」高表示であって「現高」表示ではない。しかも菊池郡・山鹿郡・阿蘇郡は豊臣直轄地ではないので右以外の事情によるとせねばならない。

#### 四

天正一七年検地の性格を検討するに当って、この検地が慶長九年九月検地（『御本帳高』郷帳高と一致）とどのような関係にあるかを見てみよう。この点についてはすでに森山恒雄氏による詳細な検討があるが、森山氏は両検地帳の田島および一紙の集計により検討しているのであって、一筆毎の内容について触れておられない。本稿では田島の反別・石高の集

肥後國檢地帳の再検討(一) (本松)

計・合計よりも一筆毎の記載に留意しつゝ、両帳を比較してみる。

まず天正一七年檢地帳と慶長九年九月檢地帳の根本的な相違点は、前者が田畠の実態に基づく毛付帳であるのに付して、後者は机上で作成された檢地帳(おそらくは御本帳)写であることであろう。即ち天正一七年檢地帳は菊池郡班蛇口村檢地帳に即してみれば、田方・畠方・山畠・居屋敷ノ分の順に項目を立てて記載し、末尾に一筆として上田・中田・下田の計と永川成・毛付、上畠・中畠・下畠・上山畠・中山畠・下山畠の計と毛付分米を出し、この後に「慶長年分御檢地御本帳之外刈畠」の項があり、上・中・下三口の分米二九石五斗六升五合余が計上されている。この帳は丁寧<sup>テイネツ</sup>にこの後に「天正拾七年津田兵藏」と檢地奉行の署名があるのだが、この奥書は天正一七年ではなく、慶長二年以後のものでなければならぬ。

班蛇口村檢地帳では慶長二年の「御本帳之外刈畠」までを含めたが、天正一七年檢地帳に共通する様式として、田方・畠方の項目立てによって区分を明確にし、項目ごとに面積・高(分米)の集計を出していること、この場合「御本帳」高と毛付高(御本帳高<sup>ウラナ</sup>+新開<sup>イナサ</sup>—永荒—川成)をあげて高の変化を計上している。

慶長九年九月檢地帳は田・畠・山畑の項目立をせずにそのまま続けており、とくに山畑について特別の表示をすることなく畠の記載に続けており、畠か山畑かを識別するには石盛による以外にないという杜撰な写本である。慶長九年九月檢地帳の個々の数値について森山氏も取扱いに注意が必要であるとしているが、全く同感である。

しかしながら、当面両檢地帳の性格分析はこうした問題を含んでいゝるものの、檢地帳の対比以外に考えられないわけ<sup>で</sup>、花岡・森山両氏と同じように両檢地帳を対比してみる。その結果天正一七年檢地帳と慶長九年九月檢地帳の間に、前述のように記載の様式は異なつていながらも、

(1) 記載の順序・内容・名請人が全くもしくは殆んど同じもの

(2) 記載の順序・様式は異なるけれども、内容・名請人が全くもしくは殆んど同じもの

第二表 天正検地帳と慶長9年9月検地帳

肥後国検地帳の再検討(一) (松本)

	天正17年高	慶長9年9月高	機式 順序	面積	石高	名跡人	備考
東 迫 間	250.	249.67	○	×	×	×	
伊 倉	127.085	127.085	○	○	○	○	
平 野	195.		△	○	○	○	
大 柿	117.6	117.	○	×	×	×	
築 地	41.895	41.9003	○	△	△	△	
宮 園	199.54		○	×	×	×	
甲 佐 町	740.446	740.446	△	△	△	△	
木 庭	214.15	191.3938	○	○	×	○	天正は打出し分
今 村	150.	350.	×	×	×	×	
今 村	200.72						
藤 田	250.97	248.81	○	○	○	◎	
岩 本	328.73	324.5453	○	○	○	○	
岩 木	200.	661.291	○	×	×	×	
伊 萩	152.8903						
伊 萩	300.						
赤 星	972.382	969.755	}	×	×	×	
木 柑 子	504.21	502.696					
深 川	345.61	345.61	○	×	×	×	
深 染 土	26.46	25.833	×	○	×	○	
高ノ瀬	193.639	191.667	○	×	×	×	
長 野	50.02	50.02	○	×	×	×	
孤 入	359.55	361.43466	○	○	○	×	
寺 町	55.	55.4631	○	×	×	×	
荒 牧	949.3832	949.3812	×	○	○	◎	
瀬 戸 口	170.581	170.5814	○	○	○	◎	打出し分
辺 田	491.5243	488.0879	○	○	○	○	自是山畠を除く集計
岡 田	261.7417	252.8917	○	×	×	×	
山 崎	120.	120.	○	○	○	○	集計面積に差
水 次	360.1	346.95394	○	×	×	×	
上 龍 徳	820.3245	400.	×	×	×	×	
下 龍 徳	200.3245						
池 田	200.085	199.6639	○	△	△	◎	分 笹
宮 原	286.4755	286.4755	○	△	△	◎	分 笹
阿 佐 古	270.86	271.4282	○	×	×	×	
白 木	36.55	25.1295	△	○	○	○	
虎 口	83.368	83.368	○	△	△	△	分 笹
班 蛇 口	59.4443		○	△	△	△	分 笹
西 郷	216.65	1216.6544	× <sub>一</sub>	×	×	△	

◎は全く同じ, ○は大体同じ, △は若干の操作をすれば類似する,  
×は全く一致しないものを表わす

肥後国検地帳の再検討(一) (松本)

(3) 記載の順序は同じだが内容もしくは名請人が異なるもの

(4) 順序・内容・名請人が異なるもの

これらを両帳の村高と併記して第二表に示した。

辺田村では、田方の記載は順序も内容も全く同じであり、分米も四二八石四斗七升三合三勺としながら、田畝数を天正帳では三三町九反二〇歩、慶長帳では三三町九反七畝二〇歩とする。

山島の扱いについて天正帳は(5)自是山島と(6)自是御本帳之外野開下山島の区別をつけながら、(7)島方合計では

一、上山島合卷反武畝廿五歩

分米四斗四升九合壹勺

一、中山島合六反三畝十歩

分米壹石五斗五升八合<sup>二</sup>勺<sub>三才</sub>

一、下山島合三町五反

分米五石貳斗五升

と併せて集計している。ところが慶長帳では自是御本帳之外(三四筆)を全く除外したほか、先述のように山島を島の項に入れた結果、

島之高

合拾壹町壹畝

分米六拾石六斗壹升四合六勺

となっている。

両帳を比較してみると、「自是御本帳之外」を調べ上げた天正帳にはそれなりの現実性がみられるが、慶長帳は田方・島方・山島の区分、項目別集計を省略したばかりでなく、島方と山島の石盛の相違を無視して並記するなど、かなり杜撰な写しであるといえる。

また山崎村は島ばかりの二二〇石村で、島の筆数・一筆ごとの品位・面積・分米・名請人・村分米高は全く同じであるが、島・居屋敷の総面積だけが異なり、天正帳では一八町八反九畝二七歩とし、慶長帳では一八町九反三畝とする。写し誤りではなく、計算によったものであろう。実際の計算では一八町八反三畝三歩である。集計だけは別個に行なったことの証である。

白木村では、天正一七年検地帳の書出しの下田五畝一五歩の名請人下古閑が、慶長九年九月検地帳では庄屋となった外、田島の記載は全く同じ。屋敷についてだけ変化があり面積・分米は同じであるが、天正一七年検地では九筆全部が庄屋の名請であったところ、慶長九年九月には五筆がくらの・つきき原・上白木・中村・岩下の名請になっている。このほか天正一七年には末尾に「自是開方」の項がある。

染土村は兵部左衛門と源七(郎)の二人の村である。天正帳は全体が名寄帳で四六筆のうち一九筆を兵部左衛門・のこり二七筆(屋敷三筆を含む)を源七が名請している。

慶長帳は田島ごとの名寄形式に変わっただけで内容は同じであるが、田の最後に天正帳にない「下田 宅畝 宅斗宅升 同人」<sup>七七畝</sup>が見えて一筆増えており、続く島は天正帳でも兵部左衛門の名請であるが、「上島七畝 五斗四升」が「下島七畝 三斗五升」となっている。この結果は田方が一斗一升増え、島方は一斗九升減となる筈であるが、集計では天正帳の

田数合宅町三反九畝八歩

分米拾六石六斗七升貳合

畝数合宅町四反八畝廿歩居屋敷共

肥後国検地帳の再検討(一)(松本)

肥後国檢地帳の再検討(一) (松本)

分米九石七斗八升八合

惣都合式拾六石四斗六升

に対して、慶長帳では

田之高合式町三反九畝八歩

分米拾六石六斗七升式合

畠之高

合老町四段八畝式拾歩

分米九石壹斗六升壹合

田畠居屋敷共

二口合式地八段七畝式拾八歩

分米式拾五石八斗三升三合

となつて一筆ごとの対比では一斗九升減であつた畠方の減六斗二升八合となつて村高もそれだけ減少しているのである。

木庭村の事例 記載の順序・名請人は同じである。天正帳では

田方六七筆、四町六段式畝式歩

分米五拾八石四斗四升七合七勺

畠方一九八筆、拾六町九段四畝廿歩

分米百式拾八石壹斗

山畠八三筆、五町七段八畝拾式歩

分米拾八石八斗三升六合

惣畝数貳拾八町三段五畝四歩

分米貳百拾四石壹斗五升

で、慶長帳と対比すれば、田方のうち増減一筆ずつ、面積の是正二五件、畠方では筆数減一〇筆（六段七畝二十一步、分米二石八斗八升一合）、面積の変更三筆（ただし写し誤りもある）、品位の変更（上↓下八件、上↓中一件、中↓下一件）面積の変更（上↑下一件）、山畠については全く変更なし、となっている。

その結果、慶長帳では

田数合六七筆、四町二反七畝一三歩

分米五〇石四斗二升二合七勺

畠数合二七一筆、含山畠一三町七畝二一歩

分米一四〇石九斗七升一合一勺三才

二口合二七町三反五畝四歩

分米一九一石三斗九升三合八勺三才

となっている。

検地帳を照合した結果では、慶長帳の田方二五筆の是正はマイナス二反七畝二三歩、畠方六反七畝二一歩で、従って惣畝数は九反五畝一四歩減の二六町三反九畝二〇歩でなければならないのに、惣畝数は二七町三反五畝四歩と天正帳のまゝを用い、分米は理由なく大幅に減少している。慶長帳には大きな作爲があるとせねばならない。

甲佐町村では 田畠二口合六拾貳町貳畝拾九歩、惣高九百四拾石四斗四升六合で、記載方法名・請人の順序・持高すべて同じであるが、天正帳にありながら慶長帳にないもの、田四筆、畠一筆、とくに田畠の境目にある

肥後国検地帳の再検討(一) (松本)

肥後國檢地帳の再検討(一) (松本)

上田九反貳畝 拾石石九斗六升 庄屋

上田三反貳畝 四石石斗六升 左京

上田貳反貳分 貳石六斗八升六合七勺 刑部

面積の大きな三筆の脱落が目につく、一方天正帳には慶長帳にあった

中田六段八畝廿五歩、八石石斗 弥兵衛

が脱落している。そのほかに名請人の相違が二例あり、のべ七ヶ所の相違ヶ所があるが、田畠の計・村の惣高とも同じである。

両帳がそれぞれに誤りをおかしている処をみると、一方が他方を写したとは云い難く、誤謬はそれぞれに本帳を別個に写した際に生じたものと想定した方が自然ではないか。

次に天正帳と慶長帳が全く合致しない例として大柿村と宮園村をあげてみよう。

まず大柿村についてみると、天正帳の居屋敷名請人は庄屋(四畝・二畝一五歩)、源左衛門(五畝)、太郎左衛門尉(三畝一五歩)、孫左衛門(四畝、五畝一五歩)、市兵衛(五畝)、清右衛門尉(二反三畝五歩)、喜右衛門尉(七畝)の七人で、田畠名請人には他に左左衛門分が二筆あるにすぎない、ところが慶長帳の(居屋敷)名請人は、源三郎・庄屋・喜三郎・舍人・藤兵衛・与三右衛門・了西・左近・源次郎・源六・八郎五郎・与市兵衛の一二名であって、庄屋を除けば全く一致しない。

宮園村の場合、天正帳には基大夫(一反四畝六歩・二反)、勝作(二反・あやしき六畝五歩)、吉蔵(左近やしき一反一畝二〇歩・明しき一反二畝二歩・七畝)、治部(一反七畝二五歩・一畝)、孫右衛門(八畝・八畝・あやしき一反)、六右衛門(明一反一畝・明一反二畝・一反二畝一〇歩)、太左衛門(六畝・あやしき七畝)、八兵衛(外やしき六畝)の八名、耕地の名請人はほかに与右衛門ら一人であるのに対して、慶長帳では屋敷名請人は古閑丸(二反九畝)、兵部左エ門尉(一反一畝)、源介(六

畝一五歩・一反三畝一五歩)、大膳(八畝)、次良左衛門(一反二畝)の五人、耕地名譜人は弥太郎ら一人で、両帳では名譜人の名前は全く合致しない。別村かと思われるほどである。

村々の両検地帳対比の結果、両者に筆写の際のミスが考えられる例が少なくないが天正一七年検地帳は同年の毛付高に基づくものであり、御本帳の外(新開・打出・刈島)を除けば慶長九年九月の高と一致する点が明らかとなった。

しかしながら天正一七年検地が即慶長九年九月帳に一致し難いことは西郷村の場合明らかである。西郷村の慶長検地高Ⅱ郷高は二二一六石六斗五升余であるのに対し、天正一七年検地帳高は二一六石六斗五升余である。両帳の記載が一致しないのは云うまでもないが、屋敷についてみると天正一七年屋敷名譜六名分七筆は慶長九年九月の屋敷三九筆のうち七筆と完全に一致する。このことは天正一七年検地帳は西郷村全域でなく、二二一六石余のうち一〇〇〇石を差引いた残りの部分の検地帳であることを示している。

こうした郷帳(村)の一部を一冊の検地帳とした事例は、今村(二五〇石と二〇〇石一斗余の二冊)、伊萩村(二〇〇石・三〇〇石と一五二石八斗余)、龍徳村(上龍徳村二〇〇石余と下龍徳村二〇〇石余)にみられるのであって、こゝにも天正検地帳の性格が示されているといえよう。

以上天正一七年検地帳が物語るところは、あくまでも同年における毛付高の把握であり、天正一六年検地(Ⅱ上使衆検地Ⅱ公検地)高をふまえ、新たに加えられた部分は「御本帳の外」「開」とし、また減少した分を「永荒・川成・坪無」として、現実の毛付高を明らかにしたものである。従ってこの検地は村高の基準にはなっていない。村高の基準になったのは前年の「公検地」高であり、それがのちのちまで「表高」として通用した高であった。

そうだとすれば、天正一七年検地はいかなる意味合いをもつものであろうか。私は前年に「公検地」がなされた点を考慮に入れて、この検地は「地撫(撫)」の性格を持つものと考ええる。勿論検地と地撫とは異なり、しかも天正一七年検地帳は地撫と呼ばれていないことは承知しているが、村高の変更を伴わず、毛付高によって負担の公平を図る検地であるところか

第三表 天正17年検地の実施日

7月10日	築地村 <sup>○x</sup>	藤田村 <sup>○x</sup>		
11日	木庭村 <sup>○x</sup>			
13日	山崎村			
17日	辺田村 <sup>○x</sup>			
27日	原村 <sup>x</sup>			
29日	宮原村			
吉日	岩本村			
7月	寺町村 <sup>○x</sup>	谷村	岡田村	袈裟尾村
8月1日	今村	甲佐町村 <sup>○</sup>	岩本村 <sup>x</sup>	白木村 <sup>x</sup>
	上龍徳村 <sup>○x</sup>	下龍徳村 <sup>○x</sup>		
3日	寺小野村 <sup>○</sup>	虎口村		
5日	平野村 <sup>○</sup>			
6日	木山村 <sup>○</sup>			
11日	荒牧村 <sup>x</sup>			
15日	木柑子村			
18日	東迫間村 <sup>○x</sup>			
20日	高野瀬村 <sup>○</sup>			広瀬村 <sup>○</sup>
吉日	赤星村 <sup>○x</sup>	染土村 <sup>○</sup>	宮園村 <sup>○</sup>	伊萩村
8月	西迫間村 <sup>x</sup>	下妙見村 <sup>○</sup>	深川村 <sup>○</sup>	蘆入村 <sup>○</sup>
	大柿村 <sup>○</sup>			
9月6日	伊萩村 <sup>○</sup>			
9日	姫井村			
17日	生味村			
21日	雪野村 <sup>○</sup>			

注 ○印は平井十兵衛，×印は津田兵藏の署名である

ら地撫と解するのである。

肥後国検地帳の再検討(一) (松本)

「地撫」は通常村人からの要請に基づいて村人の参加のもとに行われるものであるから検地に対する村人の反撥は起りようがない。この場合前年「公検地」がなされた直後であるから、反って大名権力側の抑圧があらうかと思われるが、現実に負担の不公平の申立てがあれば地撫の要請には応ぜざるを得ないのである。

天正一七年検地の日程は二月二日の西郷村にはじまり、七・八月に集中し九月には終了している（第三表）。

菊池郡の検地奉行は津田兵藏・平井十兵衛の二人であったが、彼らのスケージュールは相当にハードなものであった、というのは、この年の検地は郡内の一方から始めて他方へ流れて行くという検地の方法ではなく、東西南北の村々が可成り勝手に検地を行なっているようで、とくに八月一日には菊池郡の南端岩本村、西端の甲佐町（この間約四キロ）、北端の白木村と西端上下龍徳村（この間約三キロの谷あい）、甲佐町と龍徳村の間三キロという村々で検地がなされ、津田兵藏は約六キロ離れた岩本村と白木村に、平井十兵衛は甲佐町の検地というように地区を分担したほか龍徳村では二人が立会っているのである。

検地がこのように短期間に成しとげられるのは予め村人の間で地撫がなされ、検地奉行がこれを承認する形で進められたからではあるまいか。

地撫が要請されるのは村内において負担に著るしい不公平が生じた場合だと想定される。

一般論としては、天災地変による田畑の流失耕地の変化（地位の上下）・開墾の進行・労働力の減少による荒地の進行などがあげられる。天正一七年検地帳から菊池郡の状況を想定することは困難であるが、水害による永川成・永荒と野開・刈島の広汎な存在は否定できない。

さらにもう一つの要因としてこの地が国衆一揆の中心地であったことも、地撫要求の根底にあるのではなからうか。即ち国衆一揆によって上級の土地所有権保持者（国衆とその一族）が滅亡した後、農民たちは自ら検地によって土地所有権を強固なものにしていくとしたのではなからうか。

天正一七年検地は、かゝる村方からの要請に応じる形で展開されたのであって、加藤清正が独自の権力確立のため（領域支配）に行なったものとは考え難いし、この検地の結果肥後国の高が変化する性格のものでもなかったと考えたい。

肥後国検地帳の再検討(一) (松本)

注

- (1) 1954年熊本史学会編『肥後国検地諸帳目録』
- (2) 森田誠一「肥後国検地諸帳について」(熊本史学第2号)
- (3) 熊本県収税局細川興勝編『肥後検地諸帳目録上』
- (4) 宮川満『太閤検地論』、安藤精一「近世初期九州の農村構造」(『農村構造の史的分析』、小野重雄「肥後国天正・慶長検地帳の分析」菊池伊倉村および岩本村を中心として) (神奈川大学商経法論叢10-3)
- (5) 花岡興輝「肥後の検地帳―特にその成立について―」(熊本史学第29号)、松下志朗「近世初期の石高と権力網成」(日本史研究一七六号)、森山恒雄「肥後加藤氏の二つの検地(帳)と領知高―現説への基本的な疑問と再検討―」(熊本史学第50号)、熊本近世史の会「肥後国検地帳の基礎的研究」I・II
- (6) 太宰府天満宮『太宰府・太宰府天満宮文書展』
- (7) 天正15年8月26日佐々重備判物(小代文書・県史料中世篇一)
- 天正15年10月佐々成政判物(小代文書・県史料中世篇一)
- 天正15年8月28日佐々成政黒印状ほか(内田文書・県史料中世篇二)
- (8) 「成恒文書」大分県史料(8)
- (9) 「大宰府・太宰府天満宮史料」
- (10) 「南福寺文書」
- (11) 「加藤清正定書」(北里文書・県史料中世篇一)
- (12) 「豊臣秀吉朱印状」(加藤清正家蔵文書・県史料中世篇五)
- (13) 「豊臣秀吉朱印状写」(大矢野文書・県史料中世篇四)
- (14) 「豊臣秀吉朱印状」(加藤清正家蔵文書・県史料中世篇五)
- (15) 「豊臣秀吉朱印状」(阿部四郎二郎文書・県史料中世篇五)
- (16) 領知高と郷帳高の相違を、森山氏は豊臣期の表高と実高(肥後五十四万石の成立)と見、松下氏はそれを石高制の乖離として把握しているのであるが、岡氏とも領知高の基礎を「公検地」としない点に問題がある。
- (17) 森山恒雄「前掲論文」
- (18) 「豊臣秀吉朱印状写」(佐竹家贈下)
- (19) 「豊臣秀吉判物状」(永野文庫蔵「細川家近世文書目録」)
- (20) 天正十八年大名帳(大日本租税志)
- (21) 文祿三年中川氏の岡城入城に際して年貢の古帳提出を命じたが先達での兵乱に紛失した旨申立てたので、鉄炮頭が礎木を持って庄屋宅へ赴き、古帳面を出さない場合際にかける旨殿命し古帳面を出させたという(中川史料集秀成公の条)、慶長六年細川忠興の

豊前入国の際も同じような話があり、『四日市村年代記』に、「御奉行衆より先代の古帳御吟味に付、元庄屋中え申遊候得共、紛失の由いたつら申立、依て新帳は其儘上候、御留置」とある。

- (22) 藩法研究会編「藩法集7 熊本藩」三六三頁
- (23) 熊本近世史の会「肥後国検地帳の基礎的研究」Ⅱ
- (24) 森山恒雄「肥後五十四万石の成立」(新熊本の歴史4、近世(上))
- (25) 注5参照
- (26) 以下熊本県立図書館蔵「検地帳」による
- (27) 「肥後国郷帳」(大日本近世史料『肥後藩人畜改帳』五所収)
- (28) 安藤精一「返世初期肥後の地撫」(熊本史学第4号)、松本「寛永期細川領における「地撫」について」(熊本史学第50号)

(国史学 助教授)

肥後国検地帳の再検討(一)(松本)